

市川市高齢者サポートセンター南行徳第二指定介護予防支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人友康会が開設する市川市高齢者サポートセンター南行徳第二指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「職員」という。）が要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき当該目標を踏まえ、適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、市川市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

4 上記のほか「市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成26年12月22日条例第41号。以下「条例」という。）を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 名 称 市川市高齢者サポートセンター南行徳第二
所在地 市川市日之出17番9号 アルテ102

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤 兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要であれば自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

- 2 担当職員 1名以上

担当職員は指定介護予防支援の提供に当たる。担当職員は少なくとも以下の1以上の資格を保有することとする。（地域包括支援センター職員保有資格として市川市が指定したもので可。）

- (1) 保健師
(2) 社会福祉士

(3) 主任介護支援専門員

(4) 介護支援専門員

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日～12月31日並びに1月2日及び1月3日を除く。

2 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。

(介護予防支援の提供方法、内容)

第6条

指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

1 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

2 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

3 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。

4 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。

5 計画に位置付けた期間が終了するときには、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

6 利用者の居宅への訪問

(1) アセスメント実施時

(2) サービス提供月から起算して3ヶ月に1回以上

(3) サービス評価期間終了月

(4) 要支援者の状況に著しい変化があったとき

7 モニタリングの結果記録

1ヶ月に1回以上

8 その他各号に記載のない項目については、基準に従って実施する。

(介護予防支援業務の一部の委託)

第7条

指定介護予防支援の業務のうち次の各号に定める業務について、必要に応じ、指定居宅介護支援事業者に委託するものとする。

(1) 指定介護予防支援に係るアセスメントの実施

(2) 計画原案の作成

(3) サービス担当者会議の開催

利用者に対する計画原案の説明

(4) 利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付

(5) モニタリングの実施

(6) 介護予防に係る効果の評価

(7) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整

(8) その他

2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護支援事業者が条例を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。

3 第1項の委託に当たっては、利用者またはその家族に対して、委託契約について十分に説明し、合意を得た上で行うものとする。

(指定介護予防支援の利用料その他の必要な額)

第8条

指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときには、利用者負担は生じないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、市川市行徳駅前、入船、日之出、新浜、福栄、塩浜とする。

(事故発生時の対応)

第10条

当事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 当事業所は、指定介護予防支援の提供に伴い、事業所の責めに帰すべき事由により利用者または第三者に賠償すべき損害を与えた場合には、速やかに賠償を行うものとする。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(相談・苦情への対応)

第11条

当事業所は、利用者またはその家族からの相談・苦情等に迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けての調査を実施し、その結果を利用者及び家族に説明するものとする。

(秘密保持)

第12条

担当職員は、個人情報保護法及び市川市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た秘密を保持するものとする。

2 担当職員であったものについては、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持させるための必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止への対応)

第13条

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

3 事業所においては従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施すること。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定)

第14条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症防止への対応)

第15条

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(従業環境の確保)

第16条

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

当事業所は、次の各号に定めるところにより、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、勤務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 現任者研修 年1回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人友康会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。